

# 再エネ特措法の改正等について

2021年10月14日

資源エネルギー庁

# FIT制度の抜本見直しと再生可能エネルギー政策の再構築に向けて

平成31年9月19日総合エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会

- FIT制度は、再生可能エネルギー導入初期における普及拡大と、それを通じたコストダウンを実現することを目的とする制度。時限的な特別措置として創設されたものであり、「特別措置法」であるFIT法にも、**2020年度末までに抜本的な見直しを行う旨が規定されている。**
- FIT制度創設以降に生じた課題に対しては、「再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制との両立」を掲げて**2016年にFIT法の改正（2017年4月施行）**を行ったが、残存する課題やその後生じた変化に対しては、大量小委で御議論いただいてきた現行制度下での政策対応に加え、それを超える部分は、本小委において、**FIT制度の抜本見直しに併せ再生可能エネルギー政策を再構築**する中で検討していく必要がある。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則（見直し）

第二条

3 政府は、この法律の施行後平成三十三年三月三十一日までの間に、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の抜本的な見直しを行うものとする。

FIT創設（2012.7～）

改正FIT法（2017.4～）

生じた課題

対応

残存する課題・生じた変化

対応の方向性

国民負担の増大

入札制度の導入  
中長期価格目標の設定

引き続き高い発電コスト（内外価格差）  
国民負担の抑制は待たなし

電源の特性に応じた  
制度構築

太陽光発電への偏重  
（大量の未稼働案件）

事業計画認定制度の創設  
・新たな未稼働案件の防止  
・適切な事業実施の確保

長期安定発電を支える環境が未成熟  
立地制約の顕在化（洋上風力発電等）

適正な事業規律

電力システム改革

リードタイムの長い電源の導入  
・複数年価格の提示

「系統制約」の顕在化

再生可能エネルギーの  
大量導入を支える次世代  
電力ネットワーク

送配電買取への移行

適切な調整力の必要性

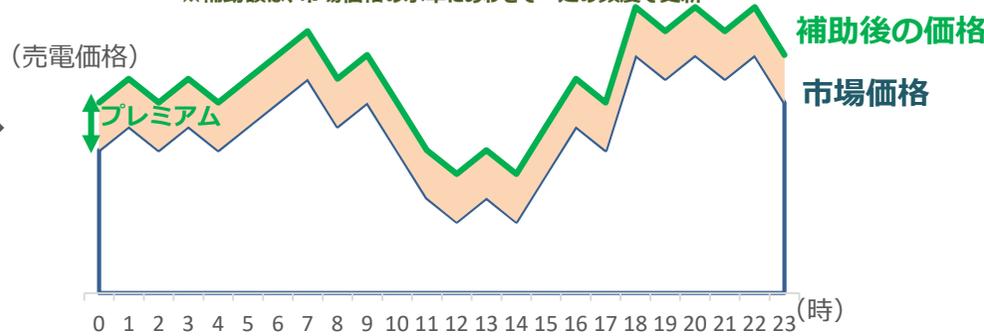
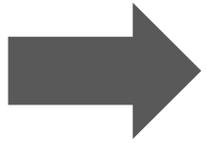
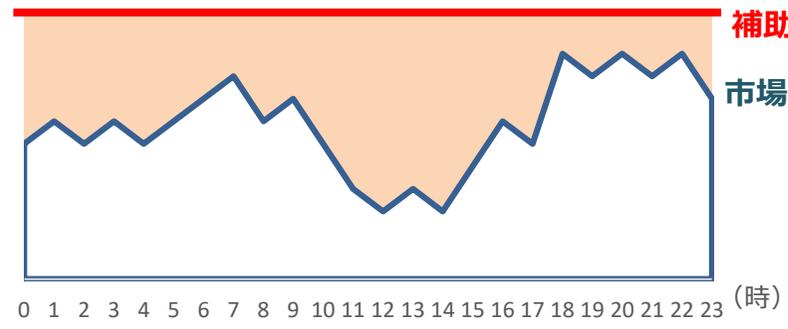
# エネルギー供給強靱化法（再エネ特措法改正）の概要

## FIPへの移行による変化

- **競争力のある電源**への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、**電力市場と連動**した支援制度へ移行。  
※対象電源やタイミングについては、導入状況等を踏まえ、調達価格等算定委員会で審議して、経済産業大臣が決定。

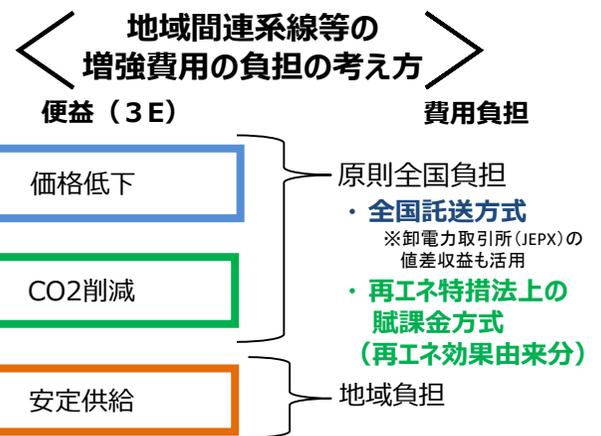
**FIT制度** 価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ  
→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に供給量を増やすインセンティブなし

**FIP制度** 補助額（プレミアム）が一定で、収入は市場価格に連動  
→ 需要ピーク時（市場価格が高い）に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり  
※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新



## 再エネポテンシャルを活かした系統整備

● 再エネ大量導入に向けて、これまでの「プル型」から「プッシュ型」の計画的な送電網形成に転換（2頁の広域系統整備計画参照）。また、送電網増強費用に再エネ特措法上の賦課金方式を活用。



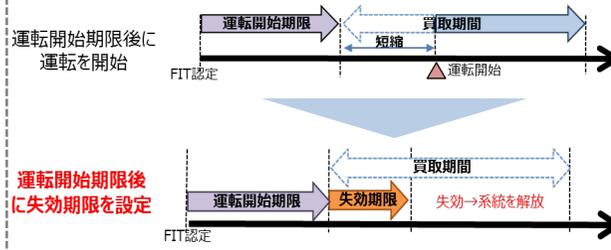
## 再エネ発電設備の適切な廃棄

### <廃棄等に係る費用の確保>

- ◆ 対象：10kW以上すべての太陽光発電の認定案件（10kW未満は対象外）
- ◆ 方式：源泉徴収的な外部積立  
※例外的に内部積立を許可（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）
- ◆ 金額：調達価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時期：調達期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

## 認定失効による系統の確保

- 運転開始期限に一定期間を加えた、**失効期限を設定**。超過した場合は認定を失効。  
⇒失効した長期放置案件の系統容量を適切に開放し、新規事業者による活用を可能に。



※ 既認定案件については、新制度開始後、十分な期間を確保した失効期限を適用することにより予見性を確保。

**1. F I P 制度について**

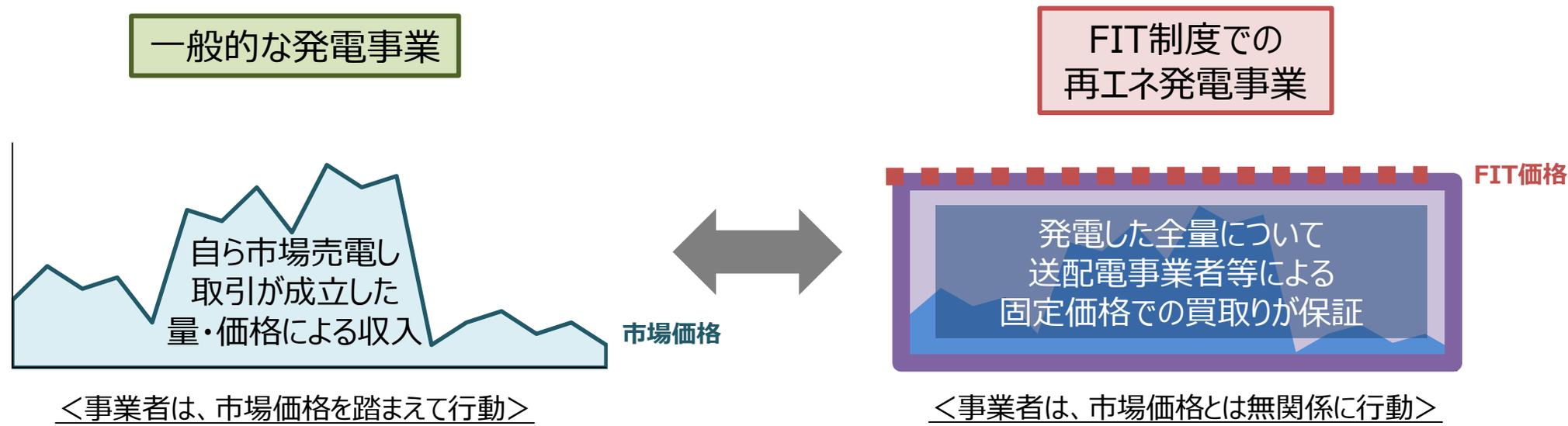
2. 太陽光発電に係る廃棄費用積立て制度について

3. 認定失効制度について

4. 地域活用要件について

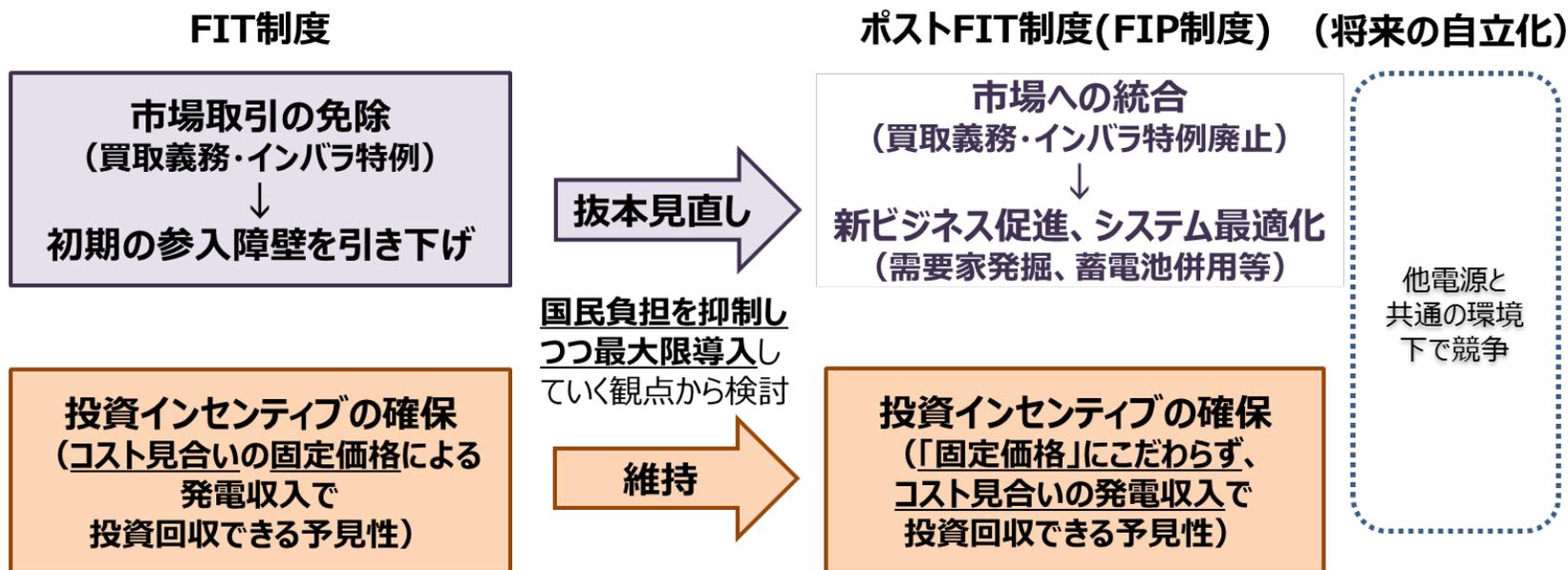
# FIP制度の導入に至る経緯

- **FIT制度では**、再エネ発電事業の実施にあたり、①発電した電気の送配電事業者等による買取保証や②インバンスリスクを免除する特例により、**再エネ事業者は市場取引を免除され、市場における売れ残りやインバンス（計画値と実績とのズレ）のリスクから遮断**されている。これにより、**再エネ発電事業への参入障壁を引き下げる効果**があった。
- 一方で、市場取引を免除され、発電した電気の固定価格での買取りが保証されることにより、再エネ事業者はその時々**の電気の需給状況やそれを反映した市場価格を踏まえることなく、発電・売電量（=収入）が最大となるよう**に行動する。
- このため、蓄電池の活用等による市場の需給・価格に応じた売電や発電予測精度の向上など、**再エネ発電事業を高度化し、電力市場への統合を進める**ことによる、**電力システム全体のコスト低減**や、**再エネの更なる導入余地の拡大**にも資する取組が、進みづらかった。



# FIP制度の詳細設計に向けた基本的な方針

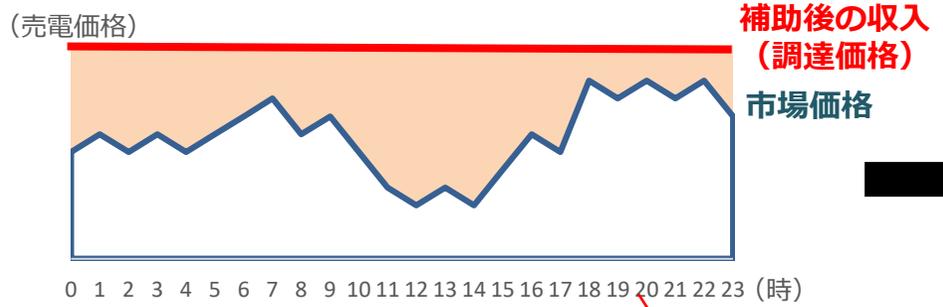
- FIP制度は、再エネの自立化へのステップとして、電力市場への統合を促しながら、投資インセンティブが確保されるように支援する制度。**FIP制度が、FIT制度から他電源と共通の環境下で競争する自立化までの、途中経過に位置付けられるもの**であることを踏まえれば、**FIP制度を構成する各要素について、FIT制度から他電源と共通の環境下で競争するまでの途中経過に位置付けられるよう、詳細設計すべきではないか。**
- また、再エネをFIP制度を通じて電力市場への統合を進めていく趣旨からは、詳細設計に当たっては、電力市場への統合が進むか、電力市場全体のシステムコストが低減する方向に働くか、といった観点が重要。こうした点を踏まえると、**FIP制度を取り巻く各要素が電力市場をなるべく的確に反映すべきである**。同時に、再エネ電源がまだ自立しておらず、かつ、国民負担を抑制しながら再エネを最大限導入していく観点からは、**過度に不確実性が高くなるようにすることも大切**。さらに、利用しやすい制度とするためにも、**詳細設計においてはシンプルに仕上げる観点も重要**。
- FIP制度の詳細設計に当たっては、これらを基本的な方針としながら進めていくべきではないか。



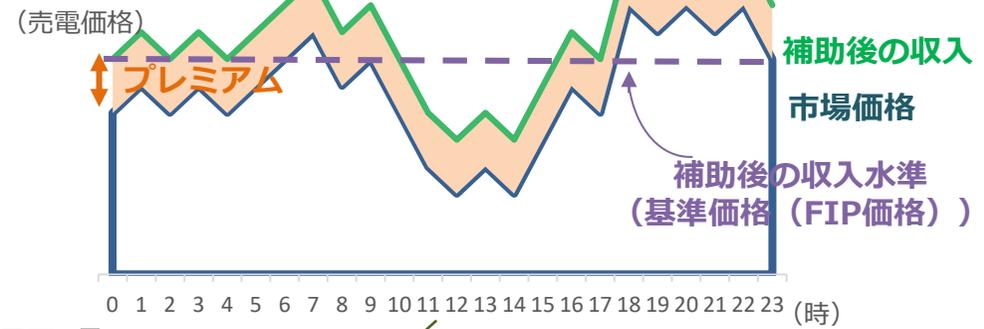
# 市場連動型の導入支援（FIT制度）

- **大規模太陽光・風力等**の競争力ある電源への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、**電力市場と連動したFIT**（Feed-in Premium）**制度**へ移行。
- FIT制度の下では、再エネ発電事業者が、**需要が大きく市場価格が高くなるような季節や時間帯に電気供給する工夫**をすることが期待される。

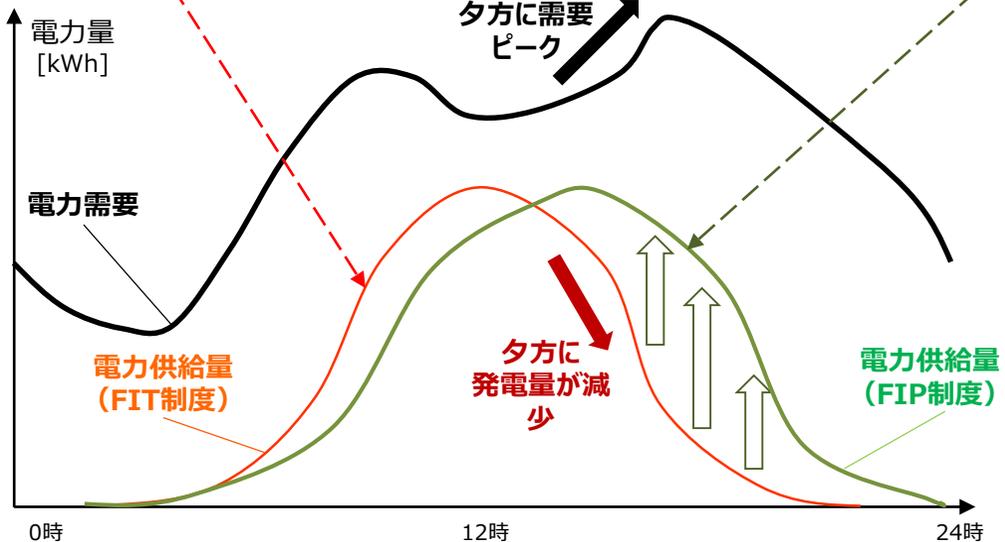
**FIT制度** 価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ  
 → 需要ピーク時（市場価格が高い）に供給量を増やすインセンティブなし



**FIP制度** 補助額（プレミアム）が一定で、収入は市場価格に連動  
 → 需要ピーク時（市場価格が高い）に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり  
 ※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新



## 1日の電力需要と太陽光発電の供給量



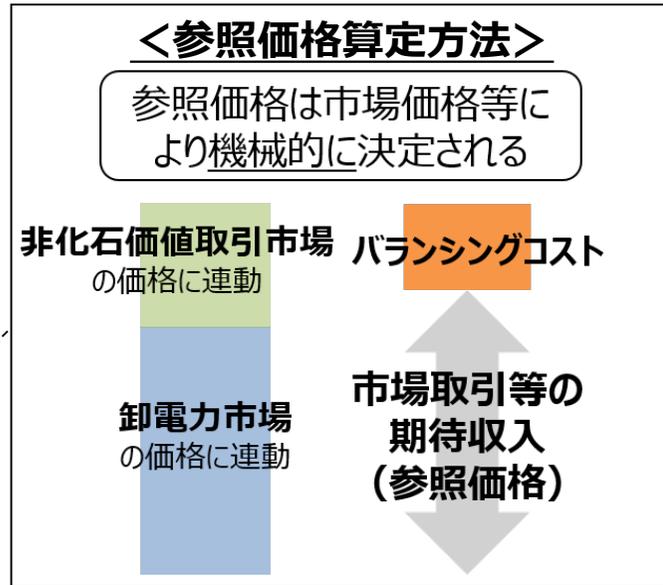
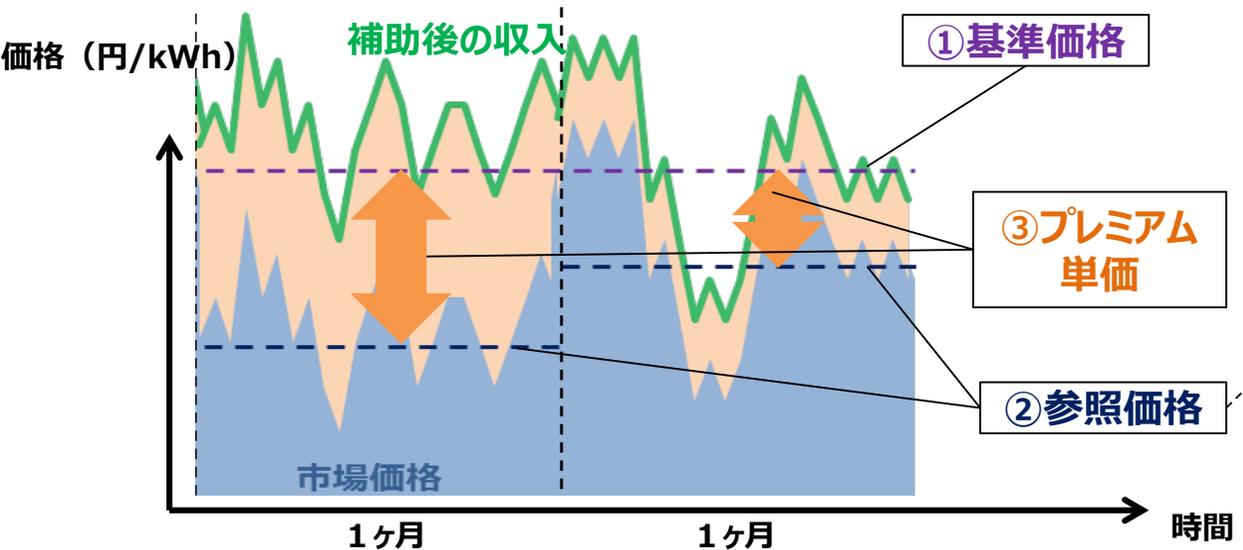
# FIP制度における基準価格とプレミアム

- FIP制度は再エネ電源の投資インセンティブを確保しつつ、市場統合を促しながら、電力市場全体のシステムコストの低減を図るもの。
- FIP制度における基準価格（FIP価格）は、FIT制度における調達価格と同じく、再生可能エネルギー電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、価格目標その他の事情を勘案して定めるものとされている。
- プレミアム（供給促進交付金）の額は、基準価格（FIP価格）から、参照価格（市場取引等により期待される収入）を控除した額（プレミアム単価）に、再エネ電気供給量を乗じた額を基礎として、1ヶ月（交付頻度）毎に決定される。

## <プレミアム単価の算定イメージ>

2021/1/12 第23回大量小委、第11回主力化小委合同会議 資料1 一部加工

①基準価格 - ②参照価格 = ③プレミアム単価



# 2022年度のFIT/FIP・入札の対象

※ 2020年度の調達価格等算定委員会で意見が取りまとめられた段階のもの

- 風力以外は一定規模以上はFIPのみ認める。また、50kW以上は事業者が希望すればFIPも選択可能。
- なお、既にFIT認定を受けている事業も、50kW以上は事業者が希望すればFIPに移行可能。

電源	FIT (住宅用) FIT (地域活用要件あり)	FIT (入札)	FIP (入札)
太陽光	FIT (入札対象外) 注1	FIT (入札)	FIP (入札)
	FIP (入札対象外) ※選択可能		
風力	FIT (入札対象外)	FIT (入札)	FIP (入札対象外) ※選択可能
地熱	FIT (地域活用要件あり) 注2		FIP (入札対象外)
	FIP (入札対象外) ※選択可能		
中小水力	FIT (地域活用要件あり) 注2		FIP (入札対象外)
	FIP (入札対象外) ※選択可能		
バイオマス (一般木質等)	FIT (地域活用要件あり)		FIP (入札)
	FIP (入札対象外) ※選択可能		
バイオマス (液体燃料)		FIP (入札)	
バイオマス (その他)	FIT (地域活用要件あり)		FIP (入札対象外)
	FIP (入札対象外) ※選択可能		

0 kW 50kW 10kW 250kW 1,000kW 10,000kW

注1) 太陽光の2022年度の入札対象の閾値は、2021年度の閾値をそのまま仮定していることに留意。注2) なお、地熱・中小水力の当該の閾値は、2023年度も同じとする。

1. F I P 制度について

**2. 太陽光発電に係る廃棄費用積立て制度について**

3. 認定失効制度について

4. 地域活用要件について

# 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の必要性①

- 太陽光発電設備の廃棄処理の責任は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者等にある。再生可能エネルギーが主力電源になる上で、最大級のシェアを占める太陽光発電が廃棄等費用を確保することは当然の責任。
- しかし、太陽光発電事業は、参入障壁が低く様々な事業者が取り組むだけでなく、事業主体の変更が行われやすい状況にある。このため、有害物質（鉛、セレン等）を含むものもある太陽光パネル等が、発電事業の終了後、放置・不法投棄されるのではないかといった地域の懸念が顕在化してきている。

## 適正に管理されていない太陽光発電設備の例

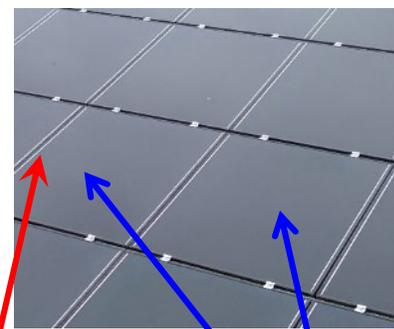
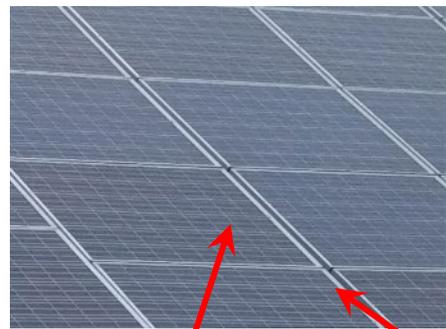


写真提供：(一社) 構造耐力評価機構

## 太陽光パネルに含まれる有害物質

シリコン系の例

化合物系の例  
(CIS太陽電池の例)



鉛 (ハンダ)

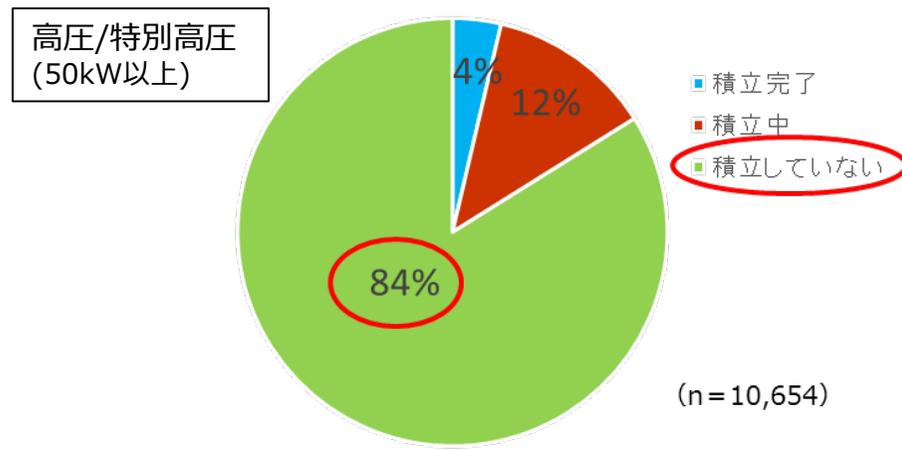
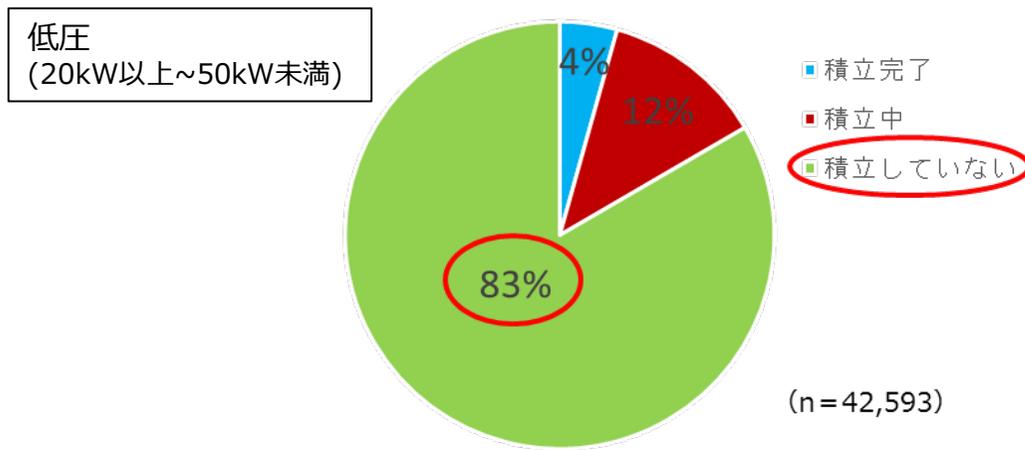
面全体の金属配線に鉛を含むものもある

面全体にセレンを含む

# 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の必要性②

- FIT制度では、廃棄物処理法等に基づく適正処理を促すため、制度創設以来、調達価格等算定委員会において廃棄等費用を想定した上で調達価格を算定してきているが、廃棄等費用の積立実施事業者は2割以下。
- こうした中で、2018年4月、FIT認定の際の事業計画策定ガイドラインを改正し、事業用太陽光発電設備（10kW以上）について廃棄等費用の積立てを遵守事項とするとともに、事業計画策定時に処分費用やその積立額を記載することを求めた。また、同年7月から定期報告において積立ての進捗状況の報告を義務化した。
- しかし、積立ての水準や時期は事業者の判断に委ねられるため、適切なタイミングで必要な資金確保ができないのではとの懸念が残り、廃棄等費用の確実な積立てを担保するための制度を創設することとなった。

定期報告における積立進捗状況報告(2019年1月末時点)



出所：資源エネルギー庁作成。FIT法施行規則に基づく公表制度対象(20kW以上)について集計(開示不同意件数も含む。)。小数点以下は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

# 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

- 太陽光発電設備の廃棄等費用の積立てを担保する制度について、具体的な制度設計について検討する場として、2019年4月、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWGを立ち上げた。同WGでは、2019年12月に中間整理が取りまとめられた。
- この検討内容等を踏まえ、2020年6月成立のエネルギー供給強靱化法による改正再エネ特措法（＝再エネ促進法）において太陽光発電設備の廃棄等費用の積立て制度について措置。
- 2022年7月に最も早い事業の積立てが開始するため、制度実施に向けた準備等を進めているところ。

## 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の概要

### 原則、源泉徴収的な外部積立て

- ◆ 対 象：10kW以上すべての太陽光発電（複数太陽光発電設備設置事業を含む。）の認定案件
- ◆ 金 額：調達価格/基準価格の算定において想定してきている廃棄等費用の水準
- ◆ 時 期：調達期間/交付期間の終了前10年間
- ◆ 取戻し条件：廃棄処理が確実に見込まれる資料の提出

※例外的に内部積立てを許容（長期安定発電の責任・能力、確実な資金確保）

# 太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度の全体像

- 廃棄等費用確保WGで取りまとめられた廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度の全体像は以下のとおり。
- 対象は、**10kW以上すべての太陽光発電<sup>\*</sup>のFIT・FIP認定事業。** ※ただし、複数太陽光発電設備事業も対象。

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 積立ての方法・金額にかかわらず、<b>最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提</b></li> </ul>	
積立て主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>認定事業者</b>（ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり）</li> </ul>	
積立金の額の水準・単価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用</b>（入札案件は最低落札価格を基準に調整）</li> <li>● <b>供給電気量（kWh）ベース</b></li> <li>※ 実際の廃棄処理で<b>不足が発生した場合は事業者が確保</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達価格/基準価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準（認定容量（kW）ベース）以上</b></li> <li>※ 実際の廃棄処理で<b>不足が発生した場合は事業者が確保</b></li> </ul>
積立て時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達期間/交付期間の終了前10年間</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>外部積立てと同じか、より早い時期</b></li> </ul>
積立て頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>調達価格の支払・交付金の交付と同頻度</b>（現行制度では月1回）※FIP認定事業で積立不足が発生した場合は、当該不足分は1年程度分まとめて積み立てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>定期報告（年1回）</b>により廃棄等費用の積立て状況を確認</li> </ul>
積立金の使途・取戻し	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取戻しは、<b>廃棄処理が確実に見込まれる資料提出</b>が必要</li> <li>● <b>調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネル交換して事業継続する際にも、パネルが一定値を超える場合に取戻しを認める</b> ※具体的には、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上</li> <li>● <b>調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ取戻しを認める</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩し</li> <li>● <b>修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認めるが、原則、1年以内に再び基準を満たす積み増しが必要</b></li> </ul>
積立金の確保・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>電力広域的運営推進機関に外部積立て</b></li> <li>● <b>電力広域的運営推進機関が適正に積立金を管理</b></li> <li>● <b>事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せず、事業譲渡時には積立金も承継する</b></li> <li>● 積立て状況は公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>積立て主体が、使途が限定された預金口座又は金融商品取引所との関係で開示義務がある財務諸表に廃棄等費用を計上することにより確保、もしくは、資金確保の蓋然性が高い保険・保証により担保</b></li> <li>● <b>金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認</b></li> <li>● <b>内部積立条件を満たさなくなるときは、外部に積立て</b></li> <li>● 積立て状況は公表</li> </ul>
施行時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最も早い事業が積立てを開始する時期は<b>2022年7月1日</b> ※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始</li> </ul>	

# (参考) FIT認定事業における外部積立てスキーム図

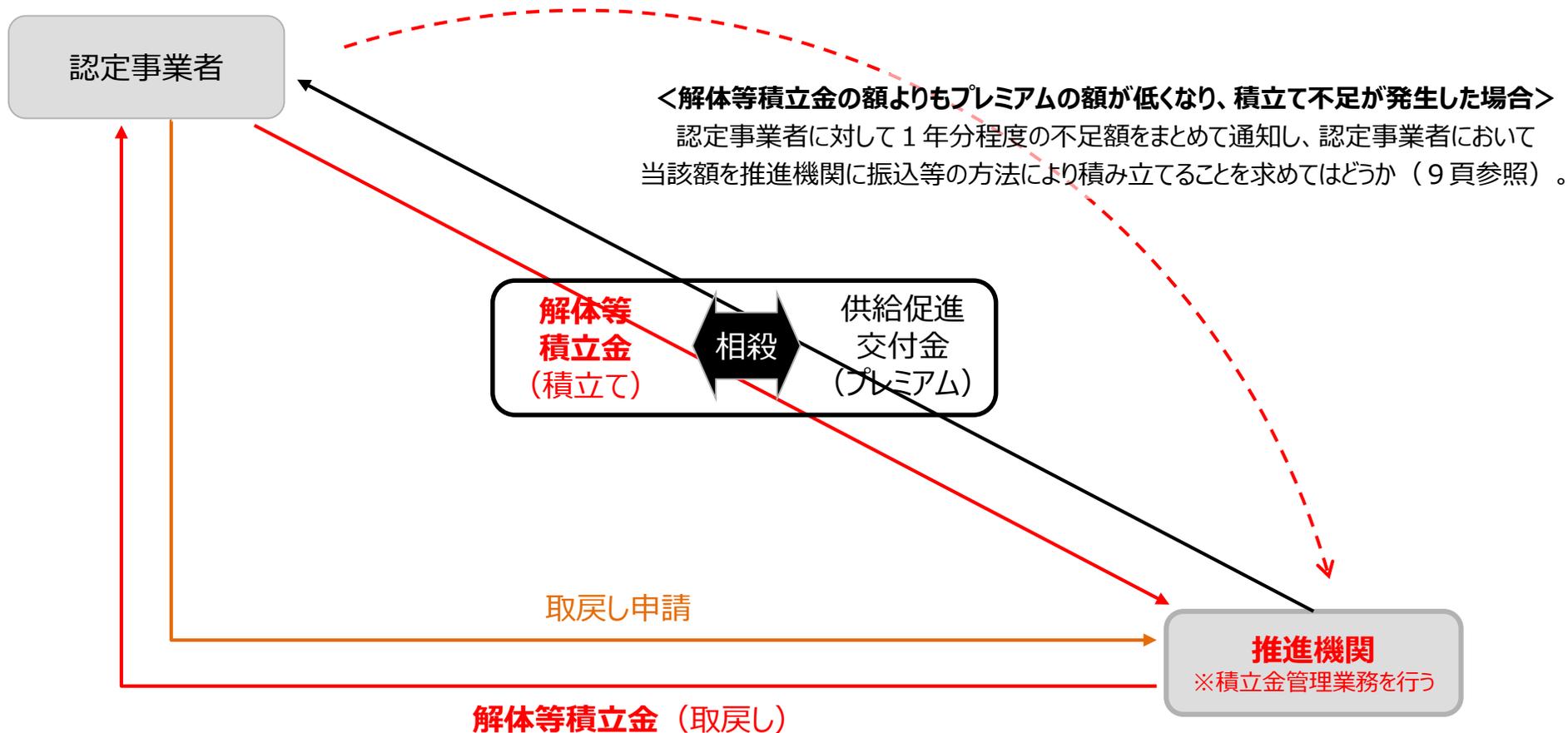
2020/10/19 第8回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG事務局資料(一部加工)



※  内は、買取義務者が、認定事業者に対し、特定契約に基づく買取費用の額、解体等積立金の額及び相殺後の額（支払額）を通知して、支払額のみを支払う扱いとし、また、 内でも同様の扱いとすることにより、源泉徴収的な積立てを行う。

# (参考) FIP認定事業における外部積立てスキーム図

2020/10/19 第8回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG事務局資料（一部加工）



※  内は、推進機関が、認定事業者に対し、供給促進交付金の額から解体等積立金の額を控除した額（供給促進交付金の額を限度とする。）を交付する。

# 内部積立てを認める場合の条件（全体像）

2019/10/29 第6回太陽光発電設備の廃棄等費用の確保に関するWG事務局資料（一部加工）

- **長期安定的な発電事業の実施に向けた事業計画等**を作成し、これを**公表**すること
  - 長期安定発電を促すため、例えば、以下のような事項を記載した**事業計画を作成**させ、**これを公表**することを求める
    - ・ 調達期間/交付期間終了後における**再投資や発電事業継続に関する事項**
    - ・ 長期安定的な発電事業の継続に向けた**地域との共生に向けた取組に関する事項** 等
- **以下の①～⑥をすべて満たしていること**
  - ① **認定における事業計画の再エネ発電設備が電気事業法上の事業用電気工作物※<sup>1</sup>に該当**すること
  - ② **認定における事業計画の事業者が電気事業法上の発電事業者※<sup>2</sup>に該当**すること。ただし、認定事業者自身が発電事業者に該当しない場合でも、当該認定発電設備が、電気事業法上、他の発電事業者の義務が及ぶことが明確な特定発電用電気工作物※<sup>2</sup>であるときも含む。
  - ③ **外部積立てにおいて積み立てられるべき額の水準以上の廃棄等費用の積立てが予定されており、その公表に同意**すること
  - ④ **定期報告（年1回）のタイミングにおいて、外部積立てで当該時点に積み立てられているべき額以上の廃棄等費用が積み立てられており、その公表に同意**する案件。ただし、修繕等のために一時的に下回る場合には、原則1年以内に再び満たすこと
  - ⑤ 以下の i 又は ii のとおり、**金融機関または会計士等により廃棄等費用の確保が可能であることが定期的に確認**されていること
    - i. **金融機関との契約により、各費用等の支払のための専用口座が開設**され、貸付契約時に定めた充当順位や条件に従った**厳格な資金管理**が義務付けられており、**廃棄等のための積立金が専用口座で管理**されていること
    - ii. a) **認定事業者が上場されている法人**であり、かつ、**財務諸表の中で資産除去債務、任意積立金等として発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記**されていること  
又は  
b) **認定事業者と法律上、厳格な財務的・組織的一体性の認められる他法人が上場**されており、かつ、**当該他法人の財務諸表の中で発電設備についての廃棄等費用が計上され、その額が明記**されていること
  - ⑥ **上記①～⑤の要件を満たさなくなる場合に、遅滞なく積立金を外部に積み立てることに同意**していること

※1 現行制度では、50kW以上の案件

※2 発電事業を営もうとする者は、届出を行う義務がある。発電事業とは、次の①～③の要件を満たす発電設備（「特定発電用電気工作物」）における小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための接続最大電力の合計が1万キロワットを超えるものをいう。

①出力が1000kW以上であること

②出力の値に占める、小売電気事業等が使用する電力の値の割合が50%を超えること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

③発電する電気の量（kWh）に占める、小売電気事業等の用に供する電力量が50%を超えると見込まれること（出力が10万kWを超える場合は10%を超えるもの）

1. F I P 制度について
2. 太陽光発電に係る廃棄費用積立て制度について
- 3. 認定失効制度について**
4. 地域活用要件について

# 未稼働案件に対するこれまでの対応

## 未稼働案件の問題点

- ✓ **国民負担の増大**：高額案件の稼働により、国民負担が増大。（一方、事業者の過剰利益に。）
- ✓ **コストダウンの停滞**：事業者は、未稼働高額案件の発掘・開発を優先。
- ✓ **系統容量の圧迫**：系統が押さえられていることにより、新規案件の開発が停滞。

## 2016年措置（法改正等） ※全電源対象

- 計画認定制度を導入し、原則、2017年3月末までに**接続契約が締結できていなければ失効**
- **2016年8月以降に接続契約を締結した案件より「認定から3年」の運転開始期限を設定**  
⇒**期限超過分は調達期間（20年間）が短縮**

## 2018年措置（告示改正等） ※太陽光のみ対象

- 2012～16年の案件のうち、一定の期限までに運転開始準備段階に至らなければ、**運転開始準備段階に至った時点の適正な価格に変更**
- ※あわせて、運転開始期限の設定されていない案件にも運転開始期限を設定。

## 2020年措置（法改正） ※全電源対象

**本日御説明する内容**

# 未稼働認定失効制度の基本的考え方①

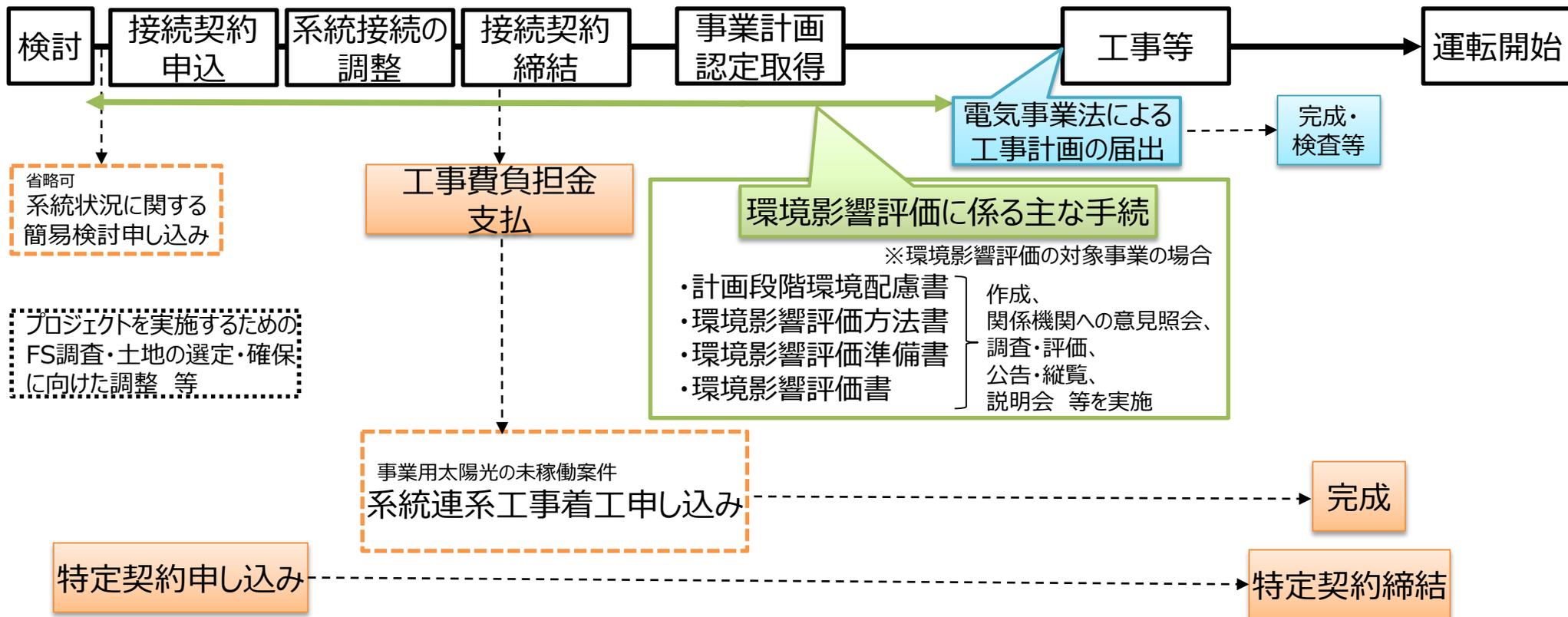
- 今般の改正法に盛り込まれた失効制度の目的は、FIT制度の趣旨に鑑み、  
①適用される調達価格の適時性の確保、  
②システムの利活用のため、適切な新陳代謝が促される仕組み  
とすること。
- 制度目的の達成には、未稼働の状態が長期間継続する案件について、事業の実施（運転開始）が期待される案件とそうではない案件を明確化することが重要。
- このため、運転開始が期待されるかどうかについては、一定の期限までに運転開始に向けた一定の進捗があったかどうかで運転開始に至る蓋然性を判断する。
- 運転開始に至っていない全ての認定案件を対象とする。

## 未稼働認定失効制度の基本的考え方②

- 運転開始に向けた進捗の確認としては、以下のタイミングが想定される。
  - ✓ **系統連系工事着工申込み：**  
事業者が発電設備の設置エリアの送配電事業者に対し、工事の申込みを行い、送配電事業者は、工事費負担金（接続契約締結時に請求）を受領し、系統連系工事を開始する。
  - ✓ **環境影響評価における準備書への勧告：**  
環境影響評価法に基づいて事業者が自ら実施した調査・予測・評価について、主務大臣である経済産業大臣に対して、準備書の届出を行い、経済産業大臣からの勧告等をもって、環境影響評価の最終段階である評価書作成・確定後、事業の実施に着手する。
  - ✓ **工事計画届出提出：**  
事業者が電気事業法の規定に基づき、経済産業省に対して、届出を行い、事業者は、ファイナンスを組成して、設備発注し、本格的に開発工事が開始する。
- これらの基本的考え方を踏まえ、再エネ発電設備の区分等ごとに認定から失効までの期間（失効期間）を設定。

# (参考) 再エネ事業の主な流れ

- 事業化の検討を開始してから、再エネ特措法の認定を受け、運転開始に至るまでのフローとして、主に系統設備と本体施設の2つのプロセスが必要になる。系統設備は、接続契約締結後、**工事費負担金を支払い、工事に着工**する（この際、**事業用太陽光の未稼働案件**（2012～2016年度認定）については、**系統連系工事着工申込みの提出を位置づけ**、価格変更・運転開始期限を設定）。
- また、本体施設は、電源種・規模毎に**環境影響評価法に基づく諸手続を行う**とともに、電気事業法による**工事計画届出が受理されてから30日後に工事を開始することができる**。



# 失効期間の設定に当たっての考え方

- 失効期間の設定に当たっては、運転開始期限を過ぎて未稼働の状態が継続する案件について、**運開期限の1年後の時点の進捗状況で適用判断**することとし、具体的な進捗状況ごとに、以下のような規律を適用する。

① **系統連系工事着工申込みを行っていない案件は、運開期限の1年後の時点で認定を失効**する  
※1。

② **系統連系工事着工申込みを行った案件は、進捗を評価できる一方、一定期間内に運転開始まで至る可能性が高いと考えられることから、運開開始期限に、猶予期間として、運開開始期間※2に当たる年数を加えることとし、その到来をもって、認定を失効**※3する。

③ **大規模案件に係るファイナンスの特性を踏まえた例外的措置として、運転開始に向けた準備が十分に進捗し、確実に事業実施に至るものとして、**

- － 環境影響評価の準備書に対する経済産業大臣勧告等の通知
- － 工事計画届出

**という開発工事への準備・着手が公的手続によって確認された一定規模以上の案件については、運開期限に、猶予期間として、調達期間に当たる年数を加えることとし、失効リスクを取り除く。**

※1 平成29年4月1日時点で手続中の「電源接続案件募集プロセス」に参加している案件については、運開期限の設定に当たって配慮がなされていることを踏まえ、失効期限についても同様の措置を配慮する。

※2 環境影響評価法に基づく環境アセスメントに要する期間への配慮期間分（太陽光：2年間、風力：4年間、地熱：4年間）は除く。

※3 送配電事業者による系統連系工事の事情により遅れが生じた場合には、当該遅れにより失効することがないように配慮する。

# 系統連系工事着工申込みの提出要件

- 認定事業者が一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込書を提出する時点で、**以下の要件を全て満たすことが条件**となります（②と③については、必要な場合に限ります）。

- ① 設備を設置する場所の**所有権その他の使用の権原を有していること**。
- ② 設備を設置する場所の**農業振興地域整備計画の変更**<sup>※1</sup>、または、**農地転用許可**を受けている/**届出**<sup>※2</sup>が**不備無く行われていること**。
- ③ 設備に係る再生可能エネルギー発電事業計画の実施に必要な**林地開発許可**を受けていること。<sup>※3</sup>

※1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の農業振興地域整備計画の変更（当該設備を設置する農用地区域内の土地を農用地区域から除外するための行う農用地区域の変更に限る）

※2 農地法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可／同法第4条第1項第8号若しくは第5条第1項第7号の届出

※3 森林法第10条の2第1項の許可

## (参考) 運転開始期限について

- 運転開始期限は、施行規則及び価格告示において規定されている制度。電源毎に、認定から運転開始までの期間（運転開始期間）を定め、認定から起算して、運転開始期間が経過した日を運転開始期限と設定し、超過した場合には、超過期間分だけ調達期間を短縮するもの。
- 運転開始期限は、まず、2016年8月以降に認定を受けた太陽光について設定され、続いて、2018年4月以降に認定を受けた太陽光以外の各電源にも、設定された。その後、2018年12月の本委員会における未稼働対応の措置の決定に基づき、原則、過去の認定も含めたすべての太陽光に運転開始期限が設定されることとなった。
- 具体的な運転開始期間は、各電源の開発の特性に応じて、定められている。また、太陽光、風力、地熱の各電源のうち、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（法アセス）が必要な案件については、それに要する期間を考慮した運転開始期間を定めている。

### < 電源毎の運転開始期間（認定から運転開始期限までの期間） >

電源	運転開始期間
太陽光	3年間（法アセス対象案件は+2年）
風力	4年間（法アセス対象案件は+4年）
地熱	4年間（法アセス対象案件は+4年）
バイオマス	4年間
水力 （多目的ダム併設型はダム建設の遅れを考慮）	7年間

# 失効制度のイメージ

## 基本

改正法施行日後に  
運開期限を迎えるケース

運開期限

2012～17年度に認定を受けた太陽光  
以外の電源種については、2020年12月  
1日を起算点として、運転開始期限が設  
定されていることに留意。

### ①原則



### ②原則



### ③例外



## 経過措置

改正法施行日時点で  
運開期限を超過しているケース

※太陽光発電の2019年3月31日までの認定が対象

改正法施行日

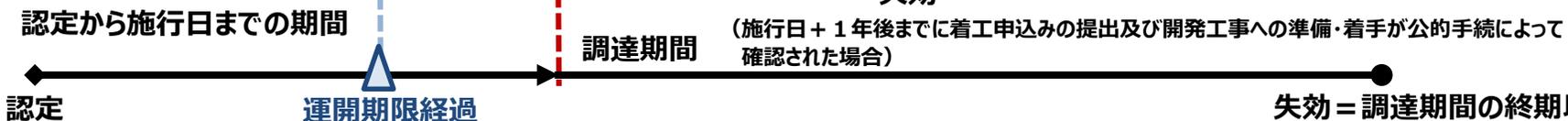
### ①原則



### ②原則



### ③例外



1. F I P 制度について
2. 太陽光発電に係る廃棄費用積立て制度について
3. 認定失効制度について
4. **地域活用要件について**

# FIT制度の地域活用要件の考え方

- 需要地に近接して柔軟に設置できる電源や地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源は、**災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を促す**。2022年度からFIT制度が導入されることを踏まえつつ、**FIT制度の対象を自家消費や地域一体となった「地域活用要件」を満たす事業に重点化し、導入拡大を図っていく**。

## 太陽光

(立地制約：小)

⇒ **低圧太陽光** (10-50kW) は、**2020年4月**から**自家消費型**のFITに適用  
(需給一体型モデルの拡大：住宅から店舗/工場へ)

<自家消費型要件> = ①②の**両方**

- ① 再生エネルギー発電設備の設置場所で**少なくとも30%の自家消費等**を実施すること (注1)
- ② **災害時に自立運転**を行い、**給電用コンセントを一般の用に供すること**



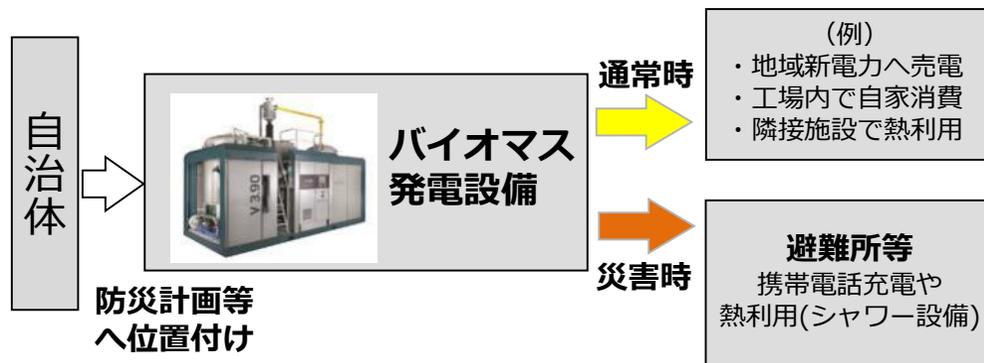
## 地熱・中小水力・バイオマス

(立地制約：大)

⇒ **一定規模未満** (注2) は、**2022年4月**からFITに適用 (注3)  
(レジリエンス強化・エネルギー地産地消を促進)

<地域一体型要件> = ①~③の**いずれか**

- ① **災害時に再生エネルギー発電設備で発電された電気を活用**することを、**自治体の防災計画等に位置付け**
- ② **災害時に再生エネルギー発電設備で産出された熱を活用**することを、**自治体の防災計画等に位置付け**
- ③ **自治体が自ら事業を実施**するもの、  
又は**自治体が事業に直接出資**するもの



(注1) 農地一時転用許可期間が3年を超える営農型太陽光は、自家消費等を行わないのもであっても、災害時活用を条件に、FIT制度の対象とする。

(注2) 2022年度に地域活用要件が設定される規模：1,000kW未満の地熱・中小水力(2023年度も同じ)、10,000kW未満のバイオマス。

(注3) 自家消費型・地域消費型の要件も認める。

## ①自家消費型・地域消費型（地域活用要件：地熱・中小水力・バイオマス）

- 自家消費型の地域活用要件については、低圧太陽光発電を参考にしつつ、地熱・中小水力・バイオマスは太陽光に比べて立地制約が大きいことをふまえ、いわゆる自家消費だけではなく、地域内での消費も含めて認めることとする。また、災害時に発電設備にアクセスできる場所に立地できないことも多いことをふまえる。
- また、熱利用についてもエネルギーの自家消費・地域消費として認めることとしつつ、熱利用には様々なものがあることから、熱利用に加え、一定の電気を所内電力等で自家消費していることを求めることとする。
- 具体的には、以下のとおり。

### 自家消費型・地域消費型の地域活用要件

以下のいずれかの要件を満たすこと

- A) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気量の少なくとも3割を自家消費<sup>※1</sup>するもの（すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。
- B) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給<sup>※2</sup>するもの。
- C) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱<sup>※3</sup>を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費<sup>※1</sup>するもの（すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの）。

※1 自家消費比率を把握するため、発電電力量を記録することが求められる。

※2 小売供給の状況については、小売電気事業者または登録特定送配電事業者の協力によって必要な書類の添付等を行うことが求められる。

※3 発電過程で発生した熱を活用する場合に加え、発電設備の一部（井戸等）から産出される熱を活用する場合も認める。

## ②地域一体型（1/2）（地域活用要件：地熱・中小水力・バイオマス）

- 災害時に熱や電気を活用することを自治体の防災計画等に位置付けることについては、**実行可能性の観点から「防災計画等」を柔軟に認める**こととする。ただし、**その主体については**、明確性を確保する観点から、引き続き、**自治体（地方公共団体）に限る**こととする。
- 具体的には以下のとおり。

### 地域一体型の地域活用要件（1/2）

- D) 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が**所在する地方公共団体の名義**（第三者との共同名義含む）**の取り決め**※1において、当該発電設備による**災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付け**られているもの。

※1 当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含む。

## ②地域一体型（2/2）（地域活用要件：地熱・中小水力・バイオマス）

- 自治体が直接出資するものについては、自治体（地方公共団体）の主体的な関与が重要である。しかし、「主体的な関与」には様々なかたちがあると考えられることから、**当面は、地方公共団体の主体的な関与を求めつつ、その関与の内容についてFIT認定申請の際に申告してもらう**こととし、当該情報が蓄積されたら、具体的な要件を検討することとする。
- **それまでの要件として**、自治体（地方公共団体）が出資する先の主体は、金額の多寡を問わず、地方公共団体から認められていると考え、**出資額の金額の多寡は問わない**こととする。
- また、発電事業のみならず、**電気供給先の小売電気事業者等が地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資ものについても認める**こととする。
- 具体的には以下のとおり。

### 地域一体型の地域活用要件（2/2）

以下のいずれかの要件を満たすこと

**E) 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資するもの**

**F) 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するもの**

## (参考) 改正再エネ特措法オンライン説明会の資料等

### ○説明会資料

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/FIP\\_index.html#fip\\_setsumeikai](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_setsumeikai))

### ○改正再エネ特措法オンライン説明会

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/movie/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/movie/index.html))